

南宋における仏教信仰の一側面

——上天竺寺・法惠(慧)寺・明慶寺——

一

一九八五年九月一三日、第七次駒沢大学訪中団に参加した筆者は、浙江省における仏蹟参観の旅のしめくりとして、杭州市郊外の寺院を参観していた。訪中団のメイングループとは別行動をとって、梵村の雲棲山、天竺路の三天竺を駆け歩いたのである。

思い起すと、第二次の同団が靈隱寺を訪問した折、未開放の三天竺寺の所在を求めて、駒沢大学石井修道氏御夫妻と三人で天竺路を駆け、下天竺・中天竺の二寺を、文字通り外壁から探訪した。時間の関係もあって上天竺寺の参観は断念せざるをえなかった無念さは、しばらく残った。第七次の際の上天竺寺行は、その続きの行動とも言える。第二次の時とは異なり、タクシーを駆っての探訪である。便利さは距離観の欠除へも連動する。ともかく、靈隱寺山門の左側を天竺路へ

永井政之

入れば、なだらかな登りの道を車で約一〇分、天竺路の行き止りに上天竺寺がある。

靈隱寺の喧噪からすれば、静寂の中の上天竺寺は、この時点でまだ天王殿・観音殿(大雄殿)の修復はその途中であった。後大殿や白雲堂はすでに失われていたように記憶している。工事中の境内は瓦礫の山であったが、それでも四五歳の光隆法師は、突然の闖入者である我々にさまざまな説明をしてくれた。

今から考えると、もっと十分に調査してくればと思うことが少なくない。それは私達が、南宋代の仏教を考える上で、極めて重要な位置を、上天竺寺は占めるからである。⁽¹⁾

筆者は、それら自らの不勉強への悔恨と、上天竺寺を再再訪する機会を念頭に置きつつ、この小論を認めている。勿論、それが、南宋代の仏教界の動向を考証する上での一助になればという前提があることは言うを俟たない。

ところで筆者は、この小論以前に、「南宋・臨安府、明慶寺考」と題する一文を草しただことがある（桜井秀雄博士古稀記念論文集・仏教文化の諸相）。資料的には、南宋の一時期、臨安を代表したと推察しうる明慶寺について、その位置や機能について考えたものである。この小論は先の論文の範囲を大綱において踏襲したものであることは、両者を一読すれば自明である。その点に筆者は忸怩たる憶いを禁じえないのである。それでも、あえて筆をとったのは、先の論文が紙数の制約もあって十分に意を尽せなかったと同時に、南宋仏教界の動向をみる上で、上天竺寺→法慧寺→明慶寺という位置付けを、より十分に確認をしておく必要があると思うからである。

端的に言うなら、右の三ヶ寺は自らもそう信じ、国家からもそう期待されたある役割を荷ったのである。それは一面では国家仏教の世界と言ってもよい。国家と仏教の関係については夙にその問題の提起をなした。要するにそれは中国仏教が固有に有する二律相い反するテーゼである。ある意味からするなら、そのテーゼをどのように超克するかが中国仏教の課題となる。禅の場合も事情は同じい。唐末より五代、そして宋代へと政治体制が変る中で、禅宗教団は、教団としてのまとまりをみせはじめた。それはそのまま現実といかに対応していくかという課題を包含する。

ところで国家との結びつきという点からするなら、北宋代すでに、その象徴的な存在として開封大相国寺の存在がある。

既論でも記したように、大相国寺の果たした機能については、熊伯履「相国寺考」（中州古籍出版社）があつて、天子の側として

- 1 上元観灯などにおける天子の行幸。
 - 2 巡幸。
 - 3 祈雨などの祈報をたのむ。
 - 4 祖先などへの感謝を捧げる。
 - 5 君子の誕生日を祝う。
 - 6 君子の病の回復を祈る。
 - 7 君子の忌日に行香する。
- が挙げられている。さらに

- 8 群臣が宴を催す。
 - 9 重臣のための追善が営まれる。
 - 10 外国の使節が来訪する。
 - 11 進士となった者が、その名を掲げた。
 - 12 官吏による簡閲が行われたこともある。
- など一二項目が指摘されている（同書、P.79）。

当面の課題としては、右の相国寺の機能が、南宋遷都の結

果どうなったのかという点に尽きる。遷都とともに南へ移住した人々が、名実ともに北宋代の文化を継続せしめようとしたことは容易に推測しうる。⁽²⁾ 仏教界の場合も事情は同じでなかったか。この推測にさほどの誤りがないと思われるのは後述するとおりであるが、とりあえず、上天竺寺からその問題を考えてみよう。

二

まず、はじめに上天竺寺の歴史をみておく必要がある。そのためには、近年刊行された「中国仏寺志彙刊」所収の「杭州上天竺講寺志」が簡便である。特に此書が「彙刊」に編入された際に、編者が付した紹介の一文が、上天竺寺の歴史を知る上で都合がいい。とりあえず、それによる。

上天竺講寺は、浙江杭州の西湖、天竺山に位す。天竺は、分れて上中下の三山に分る。上天竺山は武林の群山の中に位し、仏教の勝地たり。上天竺講寺は、肇め後晋の天福四年に建つ。時に僧道翊、奇木を得て、大士の像を刻み、僧勲、古仏の舍利を持して、之を頂間に納む。呉越の忠懿王、地に即いて天竺看經院を建て、宋の嘉祐中、靈感觀音院と改む。靖康の初め、金の難に属し、僧道元、聖仏を井に秘す。兵、退きて、像を院の中に歸し、理宗、广大靈感觀音教寺と書す。元の至元五年、天竺教寺と改む。明の成化の間、重修す。清の康熙五年、燬るるによって重建す。三十八年、聖祖、南巡して法雨慈雲の匾額を書し、天竺寺碑文を賜撰

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

す。乾隆十六年、法喜寺の匾額を御題し、故に俗に称して法喜寺となす。咸豐十一年、寺、兵に燬かれ、同治三年、寺、旧觀に復す、云々。

寺史の梗概は右で十分であろう。ここでは通例言われるように上天竺寺が教寺五山の第一として位置したことには触れられていないが、その点について今は触れない。その後の状況、特に大正年間に至ってのそれは、常盤大定「中国文化史蹟」巻四に述べられるところが参考となる（同書、解説、上、P.50）。また近年では大正大学村中祐生氏による紹介もある。

とは言え、それだけでは、上天竺寺の持った具体的なイメージが薄い。すなわち、「仏祖統紀」巻四七は、紹興二四年（一一五四）のこととして、

詔して上天竺を以て御前道場と為し、特に科敷等の事を免ず。

（T.49—426b）

と記し、さらに乾道三年（一一六七）の時、宮中に内觀堂が設けられるや、その制度は上天竺寺のそれに準じたものであったという（T.49—427c）。

これだけからでも、宋代における上天竺寺と帝室の結びつきの深さを知る一助とはなるが、今少し具体的に考えてみることにしよう。⁽³⁾

まず、「寺志」巻一〇が伝える上天竺寺に所属する寺田が

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

南宋代に至って飛躍的に増大することに注意してよい。すなわち、「寺志」は、かつて上天竺寺は多数の寺田を有したが、明代にはその百分の一も残っていないとして、南宋代における寺田の増加を次のように伝える。

- (1) 紹興三年（一一三三）、高宗より平江府の莊田二〇頃の施与があった。
- (2) 隆興二年（一一六四）、孝宗は各地にあった上天竺寺寺田の租税を免じた。
- (3) 淳熙十一年（一一八四）、孝宗は秀州の莊田一〇頃を施与した。
- (4) 慶元二年（一一九六）、光宗は各地にあった上天竺寺の田地山林の租税を免じた。
- (5) 嘉定六年（一二二三）、光宗は崇徳郷の莊田一五頃を施与した。
- (6) 端平三年（一二三六）、理宗は錢塘県などの莊田等四五頃を施与した。
- (7) 嘉熙二年（一二三八）、理宗は錢塘、仁和、富陽、臨安の各県より、一県につき一五頃の山を施与した。へ合計で六〇頃となる。
- (8) 淳祐三年（一二四三）、理宗は華亭県、海田一〇頃を施与した。
- (9) 宝祐三年（一二五三）、理宗は上天竺寺の莊田の租税を免

じた。

- (10) 景定三年（一二六四）、理宗は湖州府各県の莊田五〇頃を施与した。

- (11) 景定四年（一二六三）、上天竺寺に木籌納苗が詔された。宰臣らによる施田の事実もある。

- (1) 韓莊敏公は、平江府の莊田二〇頃を施した。

- (2) 景定二年（一二六一）、賈似道は二〇〇〇畝を施した。

一頃は一〇〇畝である。これらを総合してみると、紹興三年以後、——特に隆興二年以後は上天竺寺が御前道場となつてからである——上天竺寺は、莊田（ここには山蕩沙地も含まれるが）として一八〇〇畝、山林六〇〇畝、海田一〇〇畝を領したことになる。それ以前の寺有地も加えれば数はもっと大きくなる。

この数字は、「宝慶四明志」卷一三による阿育王山や天童山の領有する山林寺田の数を圧倒する。しかもこれらは、何度か免税の対象ともなったのである。免税の詔は、当該の年に限定された可能性が強いが、それでも一年免税されれば、寺への恩恵は大きい。

上天竺寺は極めて裕福な寺だったのである。⁽⁴⁾

いま一つ忘れてならないのは、上天竺寺と指呼の間にある下天竺寺が四明智礼の住した延慶寺とともに、所謂の趙宋天台の拠点であったことであろう。先達の成果を踏まえるな

ら、大中祥符八年（一〇一五）、杭州の刺史薛顔の請によって下天竺寺に入った慈雲遵式は、没するまでの一七年間をここで過す。

世に天竺懺主と称せられるのは、遵式と下天竺寺の関係の深さを知らしめて十分である。

上天竺寺の席を嗣いだ弁才元浄をはじめとする、慈辯従諫、円悟思尚、宣梵嗣珍など、いずれも天台系の人々である。このような動きを追認するのが、次の記事である。

慶元三年十二月十四日、上天竺寺に詔して祈禱に係わる処とし、永く天台教寺と作さしむ。

〔宋会要〕道釈二一

慶元三年（一一九七）の時点での住持は、柏庭善月であるが、それ以前に慧光若納が住している。これも天台系の錚々たる学僧である。上天竺寺の表面的な機能とはまた別に住持の学問が天台系にあったことは、南宋仏教界の動向をみる上で重要であることは言うを俟たない。⁽⁵⁾

筆者は天台学を専門とする者ではないし、またそれを論じることとは小論の目的ではないので、これ以上に論じることとはしないが、ただ後述するように、南宋朝一代を通しての上天竺寺の位置をみると、御前道場となったことも勘案して単に天台教寺として位置付けるだけでは、必ずしも十分とは言えぬことが分る。

南宋における仏教信仰の側面（永井）

その理由は前にも述べた。欧陽修「帰田録」巻一が記す賛寧の態度は、史実はともかく、慧遠の「沙門不敬王者論」とは両極の位置にある。しかもそれは宋代の仏教界の趨勢であった。⁽⁶⁾

上天竺寺の場合も、右の例にもれない。

膨大な寺産と、権力による庇護のもとに住僧達は緻密な天台教学を学ぶ。そしてその一方では、そのような高邁な教理とは、一見また別な世界を構築する。一見とするのは、彼らが高邁な教理と現実社会との対応を別のものとみていないフシがあるからである。

三

では上天竺寺の負った現実社会に対する機能とは何か、それは先に引用した「宋会要」の記事からも判明するように、「祈禱」を重要な柱としている。いみじくも「寺志」は、その巻一に「普門示現品」の一段を設け、何よりも上天竺寺に祀られる観音大士の靈験のあらたかなるを強調してやまない。ようするに上天竺寺は観音信仰の寺だったのである。

いったい、中国各時代を通じて観音信仰の持つ位置は小さくない。貴顕士庶、誰もがその靈感を待ったのである。南宋が常に亡国の危機にさらされたことは周知のとおりである。遷都による摩擦も少なくない。国の内外の安定は国家存続の

ための必須の条件であった。⁽⁷⁾

さらに帝室と、のちに御前道場となった上天竺寺の結びつきをみる上では、観音信仰を通しての祈雨や祈晴という天候との関係が重要になる。「寺志」は、靈感の事実として、北宋の例八、南宋の例五の計一三を列举しているが、このうち開宝五年、咸平元年、同三年、治平二年、紹興五年については、天候にかかわるものと認めうる。

例としては、これだけでも十分であるが、今少しく「宋会要」礼一八の記載をみておく必要がある。例えば

紹熙元年六月十九日、詔するに、雨沢稍や愆^{ずな}し。恐らくは禾稼の可なるを妨ぐるを。日輪侍従一員をして上天竺の靈感観音の前に詣でしめ、精ろに祈禱を加え、務めて速やかに感應を獲んことを要す。是の月二十二日、応を獲て、官に命じて報謝せしむ。五年四月二十一日、雨を闕くが為に、勅して太府少卿林湜をして臨安の洞霄宮に、詣でしめ、秘書監薛叔似をして径山の竜潭に詣でしめ、司農卿万鍾をして天目山の竜洞に詣でしめて祈禱せしむ。五月十三日に至りて応ずるを獲、元差官に命じて報謝せしむ。同日、中書門下省言く、兩浙と、江の東西と、兩淮の州軍の間、稍や雨沢を闕くこと有りと。去処、已に守に委ねて祈禱せしむるに、未だ感應を獲ず。逐路の転運司に詔して、行下の所部の闕、雨の州県にて、守令に仰せて、躬ら管内の寺觀神祠に詣でしめ、嚴潔にして精ろに祈禱を加えしむ。務めて速やかに感應を獲んことを要し、仍ち屠宰を禁ずること三日せんとし、以て指揮して、次日

に到りて始まりと為す。同日、詔するに、雨を祈るに未だ感應あらず。応に臨安府をして上天竺の靈感観音を迎請し、明慶寺に就いて、精ろに祈禱を加うべしと。仍ち屠宰を禁ずること三日す。七月九日、詔するに、雨沢、稍や愆^{ずな}し。日輪侍従の官一員をして、上天竺の靈感観音の前に詣でしめ、精ろに祈禱を加う。務めて速やかに感應を獲んことを要す。凡そ祈禱に遇い、及び応を獲るの日は、宮觀祠廟は則ち元差官に命じ、上天竺の観音前と、霍山の広惠廟には、日輪至官に命じて致謝せしむ。其の香は皆な入内内侍省の降すを請うに係る。〔慶元元年六月、二年三月、三年四月、五年四月、嘉泰元年四月六月、三年四月、開禧元年七月、二年六月、三年五月、嘉定元年四月、二年五月、六年五月、七年六月、八年三月五月、九年五月、十年六月、十一年五月十月、十三年六月、十四年正月、十七年六月、亦た之の如し〕。八月二十四日、詔するに、近日、雨沢稍や多し。日輪侍従一員をして上天竺の靈感観音前に詣でしめ、精ろに祈禱を加えしむ。〔慶元元年正月五月、二年八月、四年四月七月八月、五年八月、嘉泰三年三月、開禧元年九月、二年三月、三年八月、嘉定三年五月、四年八月、五年三月八月、六年正月七月、七年九月、九年八月、十年四月、亦た之の如し〕。

また別の箇所では祈雪の祈禱をめぐって次のように伝える。

寧宗の慶元元年十一月二十三日、詔するに、瑞雪、稍や愆^{ずな}し。日輪侍従一員をして上天竺の靈感観音の前に詣でしめ、精ろに祈禱を加えしめよと。務むるに感應を獲たり。〔二年十一月、三年十

一月、四年十二月。五年十一月、六年十一月、嘉泰元年十一月、二年十二月、三年十一月、四年十二月、嘉定元年十一月、二年十一月、三年十二月、四年十二月、五年十二月、七年十一月、八年十二月、九年十二月、十年十二月、十一年十二月、十二年十一月、十四年十一月、亦た之の如し。

引用は長きにわたったが、右よりしていくつかの事実が理解しうる。第一は、天候をめぐっての祈禱が、「寺志」で記す以上に頻々⁽⁸⁾と行われたことである。「頻々」の表現が極端だとしても、毎年、恒例のように行われた事実は注意しておいてよい。天候が人間の都合のよいように運ぶものではないことは言うを俟たないにしても、今日以上に農業を基本とする国の実情は無視しえない。引用した「宋会要」の範囲で考えてみても、南宋という戦時下の国情の中で、経済の安定は絶対の条件であった。

祈る側の真剣さは想像にあまる。と同時に、その真剣さを集中させた対象として、上天竺寺の観音大士が、いわば代表格に位置したことも注意してよい。この場合、重要なのは観音大士像そのものであって、上天竺寺でないことは言うまでもない。

かつて述べもしたように、上天竺寺の機能はのち法恵寺、さらに明慶寺へと併行拡大していくことになるが、明慶寺での祈禱が、上天竺寺の観音像を迎請してのものであったこと

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

が、それを裏付けるであろう。⁽⁹⁾

ただし確認しておくべきは、祈禱が上天竺寺にのみ限定されていないことである。先の引用文中にも記されているごとく、紹熙五年（一一九四）四月の祈雨は、洞宵宮、径山、天目山を中心に行われている。さらに、

嘉泰元年五月七日、詔するに、雨沢、稍や愆し。分ちて卿監郎官を差わし、臨安府東嶽の天齊仁聖帝、呉山の忠武英烈威顯靈佑王、天王神、城隍廟、福順王廟、旌忠觀にて祈禱せしむ。〔開禧元年六月、三年五月、嘉定八年三月、十年六月、十四年正月、亦た之の如し〕。三年九月二十日、詔するに、雨沢、稍や多し。分ちて卿監を遣わして、東嶽天齊仁聖帝、呉山の忠武英烈威顯靈佑王、天王神、城隍廟、旌忠觀にて祈禱せしむ。〔開禧三年五月、嘉定五年九月、六年正月、十年四月、亦た之の如し〕。

など、あたかも道教廟だけを中心に行われたかのごときの記事もある。逆に祈雨祈晴の行事が、

慶元三年三月二十六日、詔するに、雨沢、稍や愆し。臨安府の守臣をして天竺山に詣でしめ、精ろに祈禱を加えしむ。務めて感應を獲たり。〔自後、凡そ雨暘の愆き期に遇えば、並て是の命あり〕。と、上天竺寺のみで行われたのごとき記事もある。しかも、例えば嘉泰元年（一一〇一）に例をとるなら、四月と六月に上天竺寺の観音像を明慶寺に迎請して祈雨、五月には臨安府の道教廟で祈雨と、交互に祈られている。

常識的にみても、祈禱の行事が一方に偏って行われたとは

考えづらい。ようは「宋会要」などの記述の問題ということになる。事実、「宋史」巻一〇二、礼五では、

祈るには、酒、脯、醢を用い、郊廟、社稷に、或いは少牢を用う。其の報は常に祀るが如し。或いは親しく諸もろの寺観に禱る。或いは再び幸し、或いは樂を徹し、膳を減じ、蔬饌を進む。或いは官を分遣して天地、太廟、社稷、嶽鎮、海瀆に告げしむ。（中略）或いは道場を諸もろの寺観に啓建し、或いは内臣を遣わして州郡に詣でしむ。（中略）凡そ、旱り、蝗、水潦、無雪など、皆な祭禱す。

と伝え、また北宋代にかかわる記事であるが、「宋会要」礼一八「祈雨」の冒頭には

国朝、凡そ水旱災異には祈報の礼有り。祈には酒脯醢を用いて報ず。常の祀の如し。〈宮觀寺院は香茶素饌を以てす〉。京城の玉清昭応宮、上清宮〈今廃す〉、景靈宮、太一宮、太清觀〈今の建隆觀なり〉、会靈觀〈今の集禧觀なり〉、祥原觀〈今の醴泉觀なり〉、大相国寺、封禪寺〈今の開宝寺なり〉、太平興国寺、天清寺、天寿寺〈今の景德寺なり〉、啓聖院、普安院、以上は乗輿もて親しく禱り、或いは近臣を遣わす。

とある。真剣な祈禱の道場の啓建に宗教宗派の別はなかったとみてよい。ちなみに、鏡島元隆「天童如浄禅師の研究」の成果によれば、如浄は、嘉定七年（一二二四）九月、金陵清涼寺にて、同一〇年（一二二七）四月一日、台州瑞巖寺において、それぞれ祈晴上堂を行っている（同書、P.430）。やうに

伊藤秀憲「『仏鑑禅師語録』の上堂年時考——宝慶三年如浄示寂説を確かめる——」（『中国仏蹟見聞記』七所収）の指摘をふまえても、無準師範が径山において淳祐五年（一二四五）二月に同七年五月には祈晴上堂を、祈雨の上堂を行っていることが知りうる。

如浄の二件は、それぞれ「宋会要」の記事に徴しうるであろうし、無準師範の二件は、「宋会要」に徴しえぬものの、いずれもが「朝廷降香」によってなされたことが知りうる。祈雨祈晴といった、いわば禅の向上の立場とはあまりそぐわない内容の語は、語録編集の時点で削除される可能性を固有のものとして持つから、わずかに四件のみで断定はできないが、それでも、禅院だからといって、祈禱を拒否しえたとは到底思えないし、またそこには、必ず帝室との関係があったことは窮えよう。

では彼らは、どのような方法で祈禱の行事をなしたのであるろうか。

語録では上堂のみが記される禅宗寺院の場合でもそれなりの行事のあったことが推測できるし、上天竺寺の場合などは、「釈氏稽古略」巻四が、

庚子、咸平三年、遼統和十八年、夏、大いに旱る。浙東の天台講宗の知礼〈四明尊者〉と遵式〈下竺餓主〉、共に護国金光明三昧懺を修す。三日にして乃ち雨ふる。

(T. 49—862b)

などとされるのが、一つの手掛りとなろう。観音の靈驗を祀るために「観音經」を読誦したと考えるのは早計らしい。たしかに、雨の有無は收穫とも関係し、国家の存亡にかかわる。「金光明經」に依って修行される金光明三昧懺のほうに儀礼としてふさわしいし、それが智顗以来の天台の伝統にのっとったと言いうる。

なお、「宋史」卷一〇二、礼五の記すところによれば、咸平二年（九九九）雷師、雨師を祀る祠について祈雨する時には李邕の定めた祈雨法を用うべきことが詔せられ、景德三年（一〇〇六）には画竜祈雨法が定められ、さらに熙寧一〇年（一一七七）には、蜥蜴祈雨法が行われた旨を記している。⁽¹¹⁾

〔宋会要〕礼一八で記されるところによれば、元豐元年（一〇七八）四月の祈雨は、この蜥蜴を利用する方法であったという。これからすれば、道観での儀軌はかなり、マジカルな要素を含んだものとみてよい。上天竺寺で右のような祈雨法が行われるとは到底思えないが、後述するように明慶寺の場合は異なっている——多分これも例外的にであるが——。

いずれにしても、このような祈禱行事が上天竺寺の持つ大きな役割の一つであったことは疑いない。そして実はそれが、上天竺寺を運営する上で、重要な資金的側面を荷ったのである。既述のごとく、上天竺寺は紹興二四年に御前道場となっ

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

て、諸利中、帝室との結びつきが最も厚い寺の一つとなる。当然所用の経費は帝室が消費するか、あるいは、褒賞としての施田、さらには既存の寺田への課税を免除するかということになる。

ただし、それ以前の時点では、上天竺寺といえども課税の対象となっただけである。⁽¹²⁾ だからこそ、祈禱の効果がどう評価されるかが、重要となってくる。先に挙げた「寺志」の述べる施田の記事も、祈禱の功としてあったとみてよい。さらに「宋会要」礼一八において、

〔紹興〕十二年五月九日、知臨安府俞使言く、上天竺の靈感觀音は、車駕駐蹕してより、水旱に遇うごとに、凡そ祈求有れば、必ず感應を獲たり。今来、本寺、殿宇を修建せんとし、度牒を給降して、修造に添助せんことを望む。庶わくは褒崇を示さんことを。詔するに、本に於て係わる省錢、錢五千貫を支賜せしむ。

とされるなども、その好例と言えよう。度牒の給付をめぐる問題については、高雄義堅「宋代の度及び度牒制」（『宋代仏教史の研究』所収）があるが、それが集財の手段になることは自明である。右の場合は度牒の給付のかわりに五〇〇〇貫の下賜があったことになる。⁽¹³⁾

さらに「宋会要」道釈一は、

乾道元年七月二十五日、詔するに、凡そ雨暘に觀音を祈禱するに必ず感應を獲るを以て、上天竺の住持僧若納をして、特に右街僧

録に補せしむ。

僧録職に付随するさまざまな栄誉を考えるなら、それは當代を代表する人と見なされたことにほかならない。⁽¹⁴⁾

同様のことは、乾道二年（一一六六）のこととして、

六月六日、詔するに、上天竺観音院の祈禱の感応あるを以て、空名の度僧牒二道を賜う。

と伝え、「宋会要」道釈二では、嘉定五年（一二二二）二月、上天竺寺と径山が、祈禱に係わる寺として免税され、また同五年には、上天竺寺の伽藍修復のために、度牒一〇道が下賜された旨を伝えている。⁽¹⁵⁾

四

以上、まず上天竺寺の荷った機能のうち、天候にかかわるものをみた。次に、いま一つ祈禱の重要な部分をなす、聖節とのかかわりをみておきたい。聖節と禅院の関係については、すでに若干の私見を述べたが、これもやはり政治権力との関係の円滑化にかかわる。と同時にそれは寺院経営の資助ともなったのである。しかもこの場合も、聖節そのものは、ある特定の寺院に限定したものではない。「宋会要」の記事を俟つまでもない。すでに「禅苑清規」所引の「百丈規繩頌」、さらに「禅苑清規」巻一や、各禅者の語録における聖節上堂の世界がある。天子の誕生日を聖節として祝うことについて「大

宋僧史略」巻中の述べるところでは、玄宗に始まるという。⁽¹⁶⁾

いずれにしても、北宋代に本格化する聖節は、仏教界ではほとんど疑問なく受け容れられたらしい。南宋でも事情は同じく、言わば上からの命令として、聖節は祝われたのである。「建炎以来繫年要録」（以下「要録」）巻八の建炎元年（一一二七）八月の条では、

丁亥、天下の諸州に詔して、天寧節並びに前一月に於いて、寺觀に即きて祈福の道場を建てしむ。靖康節も此れに依る。と述べ、また「要録」巻一四一では、紹興十一年（一一四一）七月の条で

甲寅、皇太后の生辰を以て、預め宮中に即いて、祝聖寿道場を啓建す。是れより例となる。

とされる。「宋史」巻一二二、志六五の伝えるところでは、宋代の各皇帝の誕生日と聖節・慶節名はそれぞれ

太祖 二月一六日 長春節

太宗 一〇月七日 乾明節のち寿寧節

真宗 一二月二日 承天節

仁宗 四月一四日 乾元節

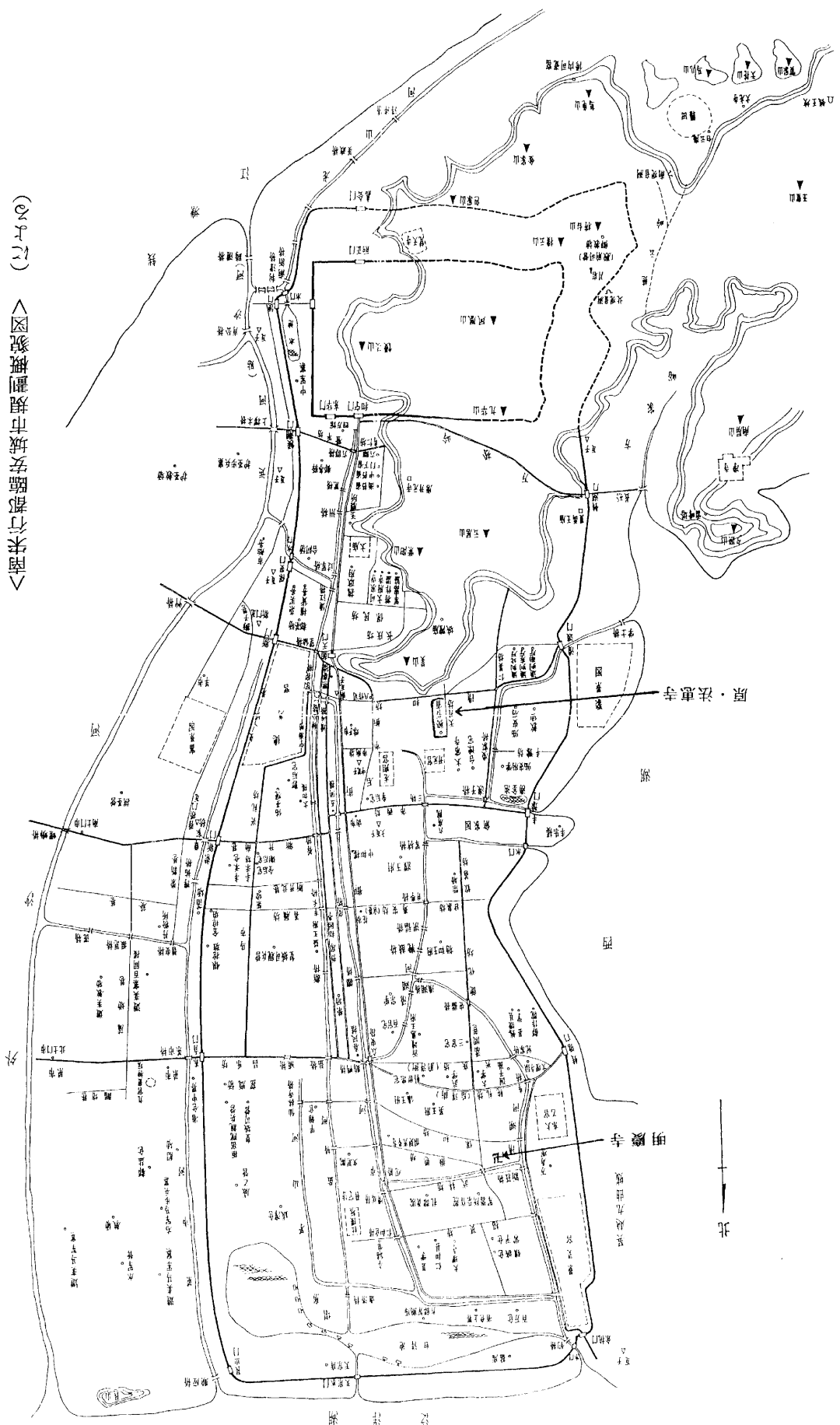
皇太后 一月八日 長寧節

英宗 一月三日 寿聖節

神宗 四月一〇日 同天節

哲宗 一二月八日 興竜節

太皇太后 七月一六日 坤成節



南宋安陸城規劃概貌圖 (2011)

徽宗 一〇月一〇日 天寧節

欽宗 四月一三日 乾竜節

高宗 五月二一日 天申節

孝宗 一〇月二二日 会慶節

光宗 九月四日 重明節

寧宗 一〇月一九日 天祐節のち瑞慶節

理宗 一月五日 天基節

度宗 四月九日 乾会節

恭宗 九月二八日 天瑞節

とされており、以上のほか、天書の降った日として一月三日を天慶節、四月一日を天祺節と定めたなどが知られている。

当日には文武百官が宮中で聖寿を祝い、また宴会も催された⁽¹⁷⁾という。先の真宗の場合でみると、

前一月、百官、内職、牧伯など、各おの仏寺に就いて修斎し祝寿す。罷日には香を以て之に賜わる。仍ち各おの会を設け、上尊の酒、及び諸果を賜り、百官、兼ねて教坊の楽を賜う。

とある。つまり、聖節の行事はその当日だけでなく、一箇月前から行われたとするのである。これは、建炎元年（一一二七）五月の天申節が、政情不安のためにとりやめとなり、

是に至りて仏寺に就いて祝寿の道場を啓散するを止め、閤門、或いは後門に詣りて拝表称賀す。

といった一時期を除けば、一貫して行われたと推測してよいのではないか。〔要録〕巻五三の紹興二年（一一三二）四月の

南宋における仏教信仰の側面（永井）

条では、

辛亥、百官、天申節を以て道場を天竺寺に開啓す。軍將の乗馬して、権の吏部侍郎廖剛と道を争う有り。蹄、剛の左股を傷る。宰相、奏するに、軍將の道を争う、当に降黜すべしと。上曰く、第言、軍將は朝儀を犯すも可なりと。

と、その喧躁のさまを伝える。先にみたとおり、天申節は高宗の誕生日であり、右はその一ヶ月前のさまである。

結果として、さまざまな褒賞のあることも当然である。ひるがえって「大宋僧史略」巻下「誕辰談論」は御前における談論が行われ、また内道場において内斎が設けられた唐代の聖節のさまを伝えるが、事情は宋代に入ってもあまり変わっていない。⁽¹⁸⁾度牒や紫衣賜号の下付の例が少なくないのである。

結果として

嘉祐七年二月二十四日、開封府言く、左街道録の陳惟幾等、状するに、竊かに僧官を覩るに、毎年、聖節に遇えば、許して功德疏を進ましめ、僧録より鑑義十人に至るまで、各おの特に勅して祠部の度一名、係帳の行者の縁を賜ることを蒙る。道釈の二教、聖辰に遭えば、祇だ応じて修崇す。事体、相い類せり。唯だ道門の人、数、最も少し。乞うらくは、僧官の体例に依りて之に従わんことをと。

〔宋会要〕道釈一

というような不満も、一方に生じたというが、それはともかくとして、

至道三年十一月二十三日、詔して、台州天台山に五十四所の寺院有り。行者、承天節に遇うごとに、二十人を度すを与うと。

（宋会要）道釈一

の例にみられるごとく、度牒が下付されている。上天竺寺の場合でも、

熙寧七年、杭州上天竺靈感觀音院、体例もて聖節に遇うごとに、特に童行一名を撥放するを与う。詔して二年ごとに、特に一名を撥放するを与えしむ。

と、童行の得度を認められている。さらに追記しておくなら、聖節には戒壇が開かれ受戒が行われていることも注意してよい。

凡そ童行の、得度して沙弥と為る者は、毎歳、誕聖節に遇いて、壇を開き受戒せしむ。壇上には十座を設く。釈律の僧首十闍梨、三百六十戒を説く。授け訖りて祠部、牒を給し之を賜わる。

右が宋一代を通じてなされたかは不明であるが、『宋会要』道釈二は、建炎四年（一一三〇）紹興二年（一一三二）の例を記すから、まったく廃されたとも言えない。度牒の発行をめぐってさまざまな問題が生じたことは夙に指摘されるごとくである。それは政治、経済、社会、そして叢林内部にも及ぶ。かくして度牒の下付のみをみて一概に喜ぶことはできないのだが、下付する側からすれば、それは功德を積んだことにはかならない。またそれを受ける側にも、僧侶としての特権が

公認されたものとして歓迎すべきこととなる。

御前道場としての上天竺寺が聖節に関わるのは当然と言えば当然であるが、ここにもやはり観音信仰の一端みることができよう。

五

次に考えておくべきは、天子の行幸と北使の来訪である。上元に際しての行幸は、上天竺寺の地理的位置からか、今のところ知りえないが、いわば遊びとしての巡幸はかなりあったようである。例えば、『宋史』卷三〇・本紀三〇によれば、

紹興十八年春、正月己巳、天竺寺に幸し、遂に玉津園に幸す。と高宗の行幸を記す。〔寺志〕卷一一は、隆興元年（一一六三）七月、孝宗が初めて上天竺寺を訪れたとし、さらに乾道三年（一一六七）二月にも行幸があったとしている。また〔宋史〕卷三四・本紀三四でも、

（乾道四年春、正月）甲申、天竺寺に幸し、遂に玉津園に幸す。と孝宗の行幸を伝える。例は右にとどまらない。玉津園は、紹興一七年（一一四七）に建てられたところで、天申節にはここで燕射が行われたとされ、親王達はここを講礼の所としたという（〔朝野雜記〕甲集二）。まったく無目的に行幸がなされたとは思えないが、それでもかなり遊山の雰囲気強い。

次には、やはり北使の来訪を挙げておくべきであろう。周知のごとく、南遷ののち、北方を領有した金と南宋とは、対立と和平の両様の関係を持続し、和平の間には使節の交換もあった。特に乾道元年（一一六五）、金の海陵王による乱以後は、両者の間は平安を保ったことが知られる。

『宋史』巻一一九、礼二二は、金国よりの使節の来訪について、宣和元年（一一一九）、紹興三年（一一三三）、同八年、一年、一三年、一四年、二九年の例を引いてそのさまを伝え、さらに、

大率、北使の闕に至れば、先ず伴使を遣わして御筵を班荆館（赤岸に在り、府を去ること五十里）に賜い、酒、七たび行く。翌日、舟に登り、北郭の税亭に至る。茶酒畢りて、馬に上りて余杭門より入り、都の亭駅に至るや、褥被、鈔籙等を賜わる。明日、臨安府は書もて酒食を送り、閤門より官とともに入位し、朝見の儀を具す。（中略）之に見ゆること二日し、伴使と偕に天竺に往きて焼香し、上、沈香、乳糖、斎筵、酒果を賜わる。

などと伝える。北使をめぐっての儀式はまだまだ続くが、割愛しよう。ともかく同様の内容を伝える『要録』巻一五〇、紹興一三年（一一四三）の条では、その出費万緡であったと伝える。

ところで、右の引用文からすれば、北使の上天竺寺焼香が最初から恒例となっていたかのごとき感を受けるが、『要録』巻一四六、紹興一二年の条では、

壬子、金国の大使劉筭等、上天竺寺に往きて焚香し、是れより以て例と為す。

を勘案するなら、紹興一二年以後のこととなろう。とは言え、これも必須のものであったわけでもない。『要録』巻一八四、紹興三〇年の条では、北使の焼香をやめるべきか否かが検討され、結果として焼香があったことを伝える一方、巻一九八の紹興三二年の条では、とりやめとなったことを伝えている。

ともかく、ここでは、北使による上天竺寺訪問のあったことを知れば十分であろう。そしてそこには、半遊牧民であった女真族による、積極的な中国文化の摂取の意気込みと、臨安を代表する寺院を参観させることによる南宋側の文化誇示といったものがあつたことも窺いうる。

六

以上、筆者の看見した資料が限られたため、相国寺における一二の機能の総てを、上天竺寺の上に見出しえなかった。それらについては、今後の課題としなければならぬ。ただ南宋一代の流れをみると、御前道場上天竺寺の位置は変らぬものの、上天竺寺に次ぐか、あるいは同等の扱いを受けた寺が臨安府に存したことも注意してよい。一つは法惠（慧）寺であり、一つは明慶寺である。まず法惠寺についてみておこ

う。

なぜ法恵寺を挙げるのかというと、「会要」礼一八の紹興七年（一一三七）の条で、

六月二十日、詔し已りて、上天竺の観音を迎請し、法恵寺に就いて、祈りて雨沢を求め、臨安府に令して屠宰を禁ぜしめ、三日するも、并びに鶏鴨の類、並て宰殺を得ざらしむ。其の後、法恵寺廃するに、遠蹕の懷いを為し、毎の迎請は明慶寺に就いてす。

とするからである。ちなみに筆者は、先の明慶寺について考えた所論の中で「淳祐臨安志」に所載の法恵寺をもって法恵寺に擬しうるかもしれないとした。この考え方の是否は今もって決しえないのだが、法恵寺が廃された理由を推論した段は明らかにした。それは「要録」卷七二、紹興四年（一一三四）正月の条に、

戊午、法恵寺を以て秘書省と為す。

とあるからである。このことは「咸淳臨安志」卷七、「秘書省」の段で

天井坊の左に在り。東部にては禁中に建つ。紹興の初め、権に法恵寺に寓す、云々。

とすることからも証しうる。⁽¹⁹⁾とすると「淳祐臨安志」が、法恵寺の歴史を述べる中で、秘書省との関係に触れないことはやはり変だということにもなるのだが。さらにその所在の地も、秘書省のあった天井坊と同位置なのかどうか。「要録」

卷一五〇や、「咸淳臨安志」からすれば、秘書省が法恵寺に置かれたことは、あくまで仮寓であって、紹興一三年に、火災を慮って重建された——これは明らかに天井坊である——ことが知られるからである。紹興八年、臨安が行在所から正式の首都になることは周知のごとくであるが、それ以前の準備作業の波が法恵寺にも及んだのである。

また先に掲げた「会要」と「要録」はその内容に齟齬のあるのも問題となろう。この点をどう斟酌したらよいのか。筆者は今のところその解答を持ち合せていない。秘書省と法恵寺が雑居したことも考えられる。⁽¹⁹⁾秘書省は今日風に言えば文物保管所である。少なくとも、「要録」卷六二の紹興三年正月の条で、

庚辰、礼官の議を用て、歳に春秋の二の仲を以て、宗室の環衛官を法恵寺に遣わし、諸陵を望祭するの礼を行ぜしむ。時に庶事、位牌を草創するに、但、白木黄紙を以て之を為る。紹興の末、乃ち改作す。

とすることからみれば、法恵寺が先帝を祀る際に利用されたことも推察される。ある意味で、秘書省ともども皇帝の機関である。とすれば、仮寓の表現から推しても、両者が併置された可能性を否定できない。

ところで、法恵寺で祈雨の祈禱がある時、上天竺寺の観音像が迎請されたとはどういうことか。それが、実際に像を搬

出してなされたことらしきことは、「仏祖統紀」巻四七・四八の記事からも推測しうる(T.49—424b・432b)。

さらに、「錢塘遺事」巻一「三天竺」は、

上中下の天竺三寺は相い連る。其の三門は靈隱と共に入る。扁に靈隱天竺の門と曰う。惟だ上天竺のみ、観音の正殿に坐すに係わる。勅賜して靈感と号す。臨安の祈禱には、則ち之を迎奉す。勅有りて宝厨、頂絡の諸宝を賜り、其の上を飾らしむ。兩珠有り、一は赤、一は白にて、日月珠と名づく。又、白黒の相間に有りて棗核の様の如き、鬼谷珠と名づく。又、一大珠は珠母と名づけ、一大珠は猫児眼睛と名づく。迎奉に遇うごとに、則ち此の飾りを加う。亦た曾て迎えて大内に入らしめ祈禱す。

とあるのも証左となろう。観音の木像は麗々しく飾り立てられて迎えられたのである。

法恵寺については、これ以上論じえない。⁽²⁰⁾法恵寺が秘書省に利用されたことがそうさせるが、結局、それに代るものとして位置付けられるのが明慶寺である。

七

紹興四年、法恵寺が秘書省になると、その機能を肩がわりする道場として、明慶寺が浮上してくる。明慶寺自体は、古い歴史を持つ。

すなわち「咸淳臨安志」巻七六は次のように伝える。

明慶寺は、木子巷の北に在り。唐の大中年、僧景初、建てて靈

南宋における仏教信仰の側面(永井)

隠院と為す。大中祥符五年、今の額に改めて中興す。駐驛して東京の大相国寺に視^{なぞら}う。凡そ朝廷の雨暘を禱り、宰執百僚、聖節道場を建散すること咸く在り。淳熙十四年六月、嘉定元年六月、嘉熙四年七月、皆な以て雨を禱り、車駕臨幸す。理宗皇帝、回鑾撒蓋するや、甘雨、随至す。平章の喬肅公行簡、詩を献じて賀し、上、韻を用い以て賜う。又、明慶の二大字を御書す。淳祐六年、重ねて法堂を建て、南山道場と御書して額と為す。景定三年、閣蔵を建て、扁を御書して、宸奎万寿之閣と曰う。咸淳三年、祝聖を大仏宝殿に建つ。寺に蘇文忠公の書せる観音経碑、及び題識、大智祖師の書せる弥陀の字の碑有り。法憲堂、明碧軒あり(並に淳祐七年に重建す)。

「武林梵志」巻一の伝えるところは、右とほぼ同内容であるが、「中国方志叢書」第五一四冊の所収になる「淳祐臨安志」は今少し詳しく伝えている。すなわち嘉定元年(一二〇八)六月には、祈雨の効果ありとして、寧宗より住持法光が右街僧録に任じられたという。またそれ以前の治平年間(一〇六四—一〇六七)には宝月禪師による法憲堂の修広、淳祐七年(一二四七)冬、住持聞思による庫堂の重建があったという。

光律師と呼ばれた法光については今のところ知りえない。宝月、聞思についても確定しえない部分が残る。

いずれにせよ、律師が住し、南山道場と賜額されたことから理解できるように、明慶寺は律寺としてあったのである。『都城紀勝』の「三教外池」の項でも、

南宋における仏教信仰の側面（永井）

凡そ仏寺は、諸の大禪刹の靈隱・光孝等の寺の如き、律寺の明慶・靈芝等の寺の如き、教院の大伝法・慧林・慧因等の如きより、各おの百数所を下らず。

と伝えている。明慶寺の位置、「木子巷の北」も、光緒三二年（二八九六）刊行の「西湖遊覧志」などによって、具体的に⁽²¹⁾指定しえる。注意すべきは、「咸淳臨安志」が、明慶寺を「大相国寺に視う」と位置付けることであろう。

唐の創建、北宋代に中興されたとは言っても、特に著名とも思えない明慶寺が、南宋に入って、一時的ながらその名を歴史に留めた理由を、右の一段は示している。そこには、臨安遷都、法惠寺の秘書省転換などの偶然も介在する。

いずれにせよ、明慶寺が上天竺寺と同じように重視されるのは紹興四年以後のこととみてよい。ただ、その初期から明慶寺が上天竺と対等であったか否かは確証がない。例えば、

〔要録〕卷八五の紹興五年（一一三五）二月の条をみると、臨安を行在所としている高宗に対して、太廟の設置をめぐつての建議がなされ、もしやむをえないなら明慶寺を太廟としてもよいという意見がある中で、結局は行在所に本格的太廟を設けることは、北地奪回の望みを自ら断つことになるということとで結着をみる。主眼は太廟をめぐつてであるが、ここでは、皇帝の判断によっては太廟が設置されたかもしれない紹興初期の明慶寺の位置が推測される。先に引いた〔会要〕

礼一八の紹興七年六月二〇日の条の末尾が、「其の後、法慧寺廃するに、遠蹕の懷いを為し、毎の迎請は明慶寺に就いてす」とする「其の後」は、具体的な時点をさすわけではないであろうし、「毎の」も、流動的であろう。「宋会要」によるかぎり、明慶寺への観音迎請は、隆興四年⁽²²⁾（一一六六？）六月、同七年⁽²³⁾（一一六九？）五月、紹興元年（一一九〇）六月、慶元三年（一一九二）五月、同六年（一一九五）四月の祈雨、開禧二年（一二〇五）十一月の祈雪の例などが知られる。

さらに「宋史」卷三五は淳熙一〇年（一一八三）七月に、卷三九は嘉定元年（一二〇八）閏四月と八年四月に、それぞれ祈雨のあったことを伝える。これも上天竺寺の観音を迎請してのものであったことは確実である。

ところで、「宋会要」礼一四の隆興二年（一一六三）の条で、立春の後の丑の日、風師を銭湖門外に祀る。其の日、大礼して誓戒を受け、権に明慶寺に祀り、並て之に従う。

風師は所謂風伯のことで風の神である。⁽²²⁾「宋史」が伝えるところからみれば、「権に」ではあっても、風師を明慶寺に祀ることは、仏教の側からすれば好ましいことではない。⁽²³⁾それが祀られたという事実、やはり明慶寺の性格の一端を窺わせるものとは言いうるであろう。そして、右のような明慶寺の動きの中でも、上天竺寺は既述の機能を維持したのである。

ところで、「咸淳臨安志」の「視相国寺」に該当する事項

をみるには、右の祈雨だけでは十分ではない。まず〔夢梁錄〕卷三によると、四月の寿和聖福皇太后の聖節にあたって初八日は寿和聖福皇太后の聖節なり。前一月、尚書省樞密院の文武百僚は、明慶寺に詣りて祝聖道場を啓建す。（中略）初六日、尚書省の宰執、宣教郎以上を率いて並に明慶寺に詣り、祝聖道場を満散す。

と、祝聖の行事のあることを伝え、さらに

四月初九日は、度宗の生日なり。尚書省樞密院の官僚、明慶寺に詣り、前の如く開建満散す。

と、乾会節にあたっての行事を伝えている。

聖節にあたっての道場の啓建満散は、かなり厳密に行われたはずで、〔朝野雜記〕乙集卷三「淳熙諒闇罷誕節正旦慶礼」では、

寿皇、高廟の喪に居るに、未だ月の改まらざるに慶節に値い会う。時に百官、故事を以て明慶寺に於いて祝延す。遂に緇徒に命じて経行せしむ。満散のときは、百官、皆な勉めて赴く。

と伝える。淳熙は孝宗代であるから、〔夢梁錄〕の伝える時点以前である。右の文からすれば、淳熙一四年（一一八七）、すでに譲位していた高宗が一〇月八日に没した。したがって寿皇（孝宗）は喪中であつたはずであるが、聖節（会慶節一一〇月二二日）になったため、明慶寺で祝聖の行事があつたことになる。喪をとりやめてまでの聖節は、一見奇異である

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

が、高宗と孝宗は同じ趙氏の一族であつてもかなり遠い血縁であり、まだ高宗が譲位してからでも二五年の歳月が経ている。それらが喪中にもかかわらず、ということになる遠因であらうか。

それはともかく、明慶寺で聖節を祝うことがいかに重要であつたかを推測せしめて十分である。

このように重視される明慶寺であるから、北使の訪問があつても当然であらう。〔夢梁錄〕卷一は、正月二日に

翌日、明慶・靈隠等の寺に至りて焼香し、次いで玉津御園に至り弓を射る。

と述べている。この記事を、〔要録〕卷一四六の紹興一二年（一一四二）九月の条で、

壬子、金国の大使劉筭等、上天竺寺に往きて焚香す。是れより以て例と為す。

と述べることを勘案するなら、あるいは北使は上天竺寺や明慶寺、さらに靈隠寺と、臨安の名利を経めぐつたとも考えうるであらう。

明慶寺の機能は右だけではない。

〔西湖老人繁勝錄〕の「混補年」の項は、科擧に際して、明慶寺が他の寺とともに貢院（試験場）に利用されたことを述べる。

諸路の士人、之を尋常に比ぶれば十倍にして、十万人の納卷有れ

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

二二六

ば、則ち三つの貢院の駐著まるもの諸多なり。士子、權に仙林寺、明慶寺、千頃寺、淨住寺、昭慶寺、報恩觀、元真觀を借る。大学、武学、国子監、皆な貢院と為り、分經入試す。

いずれも、臨安の寺觀や国家機関である。事のある時に寺院の伽藍が利用されるのは科挙に限らないが、⁽²⁴⁾それにしても明慶寺が特例でなかったことは判明しよう。右の「西湖老人繁勝録」の記事が、具体的に何時のことか定かでないが、例えば「要録」巻八の紹興五年（一一三五）四月の条でも

丁巳、詔して、省試の舉人の、臨安府内外の寺觀に安泊するを許す。

などとあるのも傍証となろう。

以上、上天竺寺、法惠寺、明慶寺の三箇寺の動向を通して、南宋における国家体制と仏教教団との関係の一端をみた。客観的に評すれば、これをもって国家と仏教との癒着、あるいは仏教の変節とすることも可能であろう。

しかし、南宋という限定を与え、中国仏教が固有に持つ性格を勘案する時、それを簡単に論評することはできないのではないか。かえって、そのような営みの中に、中国仏教の特質のさらなる明確化をはかり、と同時に、中国の民衆、あるいは権力者が、仏教をどのように捉えたか、また仏教を荷った人々自身が仏教をどのように捉えていたかを見出さんとす

るほうが、より意味のあることのように思う。

注

(1) 上天竺寺も含めて杭州を中心とした寺院の現況については、筆者も参加している駒沢大学仏教史蹟參觀団による「中国仏蹟見聞記」の第二集があり、別に大正大学の有志を中心とする方々の「江南紀行」、さらに大正大学、村中祐生「現代中国仏教見聞」がある。

(2) 鈴木俊「中国史」p.218。また入矢義高・梅原郁「東京夢華録」における注も、北宋文化と南宋のその対比を髣髴とさせるものが少なくない。

(3) 高雄義堅「宋代仏教史の研究」は、神宗、熙寧八年（一〇七五）八月、詔によって祠部の給牒による住持補任制度が確立したのに、寧宗代になって、再び勅差寺院制が復活したことを、岳珂「愧剌録」巻一〇「寺觀勅差住持」を引いて論じている。右によって少なくとも、徑山、淨慈、靈隱、天竺、雪峰、南華の各刹が、勅差寺院となったことが知られる（p.70）。なお勅差住持制をめぐるの高雄氏の所論については疑問も呈されている（石川重雄「宋代勅差住持制小考——文書用式を中心として——」『立正大学大学院年報』四）。蛇足であるが、所謂、五山十刹諸山と見なされた寺院も、一面では十方住持制でありながら、また勅差寺院であったと言えよう。ところで筆者はいま「五山十刹」と述べたが、その語自体を記す宋濂の「住持淨慈禪寺孤峰德光塔銘序」（『宋学士集四〇』、あるいはその具名を、

余杭の径山、錢塘の靈隱、淨慈、寧波の天童、育王等の寺を禪院の五山と為す。(中略)又、錢塘の上竺、下竺、温州の能仁、寧波の白蓮等の寺を教院の五山と為す。

と記す〔七脩類稿〕五も、いずれも明代の資料であることは注意しておいてよい。

(4) 拙稿「中国における国家と宗教——宋代、禪宗寺院の経済を手がかりとして——」〔禅学研究〕六五。

(5) 上杉文秀「日本天台史」正、一一四頁。さらに近年、上天竺寺の動向をめぐる石川重雄「宋代杭州上天竺寺に関する一考察」〔社会文化史学〕二一があって詳しい。

(6) 〔帰田録〕卷一は

太祖皇帝、初めて相国寺に幸す。仏像前に至りて焼香し、当に拝すべきか拝さざるべきかを問う。僧録賛寧奏して曰く、拝せざれ。其の何の故かを問うに對えて曰く、見在仏、過去仏を拝せずと。賛寧は頗る書を知り、口弁有り。其の語、俳優に類と雖も、然して上意に適合し、故に微笑して之を領ず。因りて以て定制と為す。今に至りて、行幸し焚香するに皆拝さず。議する者、以て礼を得たりと為す。

と記す。

(7) 民衆の仏教信仰を考える上で、観音信仰の占める位置は小さくない。それは〔香山宝卷〕の世界に象徴されるように、もはや仏教というワクの埒外にあるとも言えよう。遊佐昇「道教と文学」〔道教2——道教の展開——〕所収〕によれば、〔香山宝卷〕の淵源を宋の蔣之寄による「観音伝」に求め

南宋における仏教信仰の一側面(永井)

めうるという(P.366)。この点には、後出の吉岡義豊氏の論とは若干の齟齬があるように思われる。いずれにしても、〔香山宝卷〕の成立は、すでに北魏においてその盛行をみた観音信仰が、さらなる展開をみせたものと言えよう。吉岡義豊氏が紹介論考されるように、乾隆版の〔香山宝卷〕はその冒頭に、崇寧二年(一一〇三)に上天竺寺の普明がこの宝卷を作ったとしてある(〔道教研究〕四、P.12)。普明の名は〔上天竺講寺志〕にその名を見出しえない。また南宋における観音信仰について考える上では、岡部和雄「『十句観音経』の由来——とくに『高王観世音経』とのつながり——」〔桜井秀雄博士古稀記念論文・仏教文化の諸相〕が、「十句観音経」の成立を宋代に擬せられているのも参考となる。筆者が偶見した〔能改齋漫録〕卷一八には、熙寧年間(一〇六九—一〇七七)に、駕部郎中の徐師回が得たものとして「観世音、南無仏、与仏有因、与法有縁、仏法相因。行念観世音、坐念観世音。念念不離心、念念従心起」の一文を紹介している。この一段を歴史的にどのような位置づけるべきか、筆者は今のところその解答を持ち合せていない。ただ少なくとも、これもまた南宋における観音信仰の盛行の思潮の中で捉うべきものと考えている。ちなみに、〔香山宝卷〕が主張する観音菩薩二月十九日説は相当に流布しており、〔月令採奇〕卷一、〔日涉編〕卷二、〔古今類伝〕卷一、〔月令粹編〕卷五、〔月日記古〕卷二下、〔清嘉録〕卷二、〔杭俗遺風〕〔熙朝樂事〕などの明清代成立の歳時記においても記録されている(拙稿「中国仏教と民衆」)駒大仏教紀要四三)。それらの中でも、

清の「杭俗遺風」は、「天竺香市」として、

二月十九日は観音の聖誕なり。大士、最も靈驗を著す。凡そ祈禱雨するに感應せざるなし。小児と雖も、亦た知りて敬奉す。十八日、文武百官、撫台より以下、親しく往いて拈香す、云々。

と、参詣の人の多きことを記す。それ以前、明の「熙朝樂事」もほぼ同じい。

また臨安における民間信仰の一つとして、元代成立の資料ながら浄慈寺の羅漢信仰も挙げておきたい。すなわち「錢塘遺事」巻一には、南宋代のこととして、

浄慈寺は、乃ち祖宗の功德院なり。側に五百羅漢有り。

（中略）其の第四百四十二位の阿湿毘尊者は、独り一龕を設け、用うるに黄の羅幙をもつてす。旁に籤筒を置く。其の羅漢像は、則ち偃蹇便腹にして、斜めに人を目覷して笑う。臨安の婦人の、嗣を祈る者、必ず此に詣で炷香默禱す。手を以て其の腹を摩して云く、感應有れ、と。積日、既に久し。群手、泥粉の上に加うれば、其の腹、黒く光る。鑑るべし、邪説の民を誣くこと此の如きか、云々。

と伝える。邪説とはされても、やはり人々は信じたのである。これらの問題については後日を期したい。

（8） 沢田瑞穂「中国の呪法」は、

旱天に雨を祈り旱魃鬼を捜し出して退治する習俗は無数にあるが、その逆の霖雨に晴天を祈る習俗は例が乏しい。ただ道士や僧が命ぜられて壇を築き晴を祈ったというような例ならばあるが、これとて雨が降り続いた後にやむなく祈

るので、雨が止んだからといってもそれは止む時期がきただけのことで、その道士や僧の祈禱の功ともいえない。

（同書、P.439）

と述べる。確かに習俗、という観点からすれば、例は少ないかもしれないし、事実からすれば「止む時期がきただけのこと」なのだが、当事者にとってはやはり真剣な行事だったはずである。

（9） ここでは中心となる法惠寺、明慶寺をとりあげたが、「釈氏稽古略」巻四、北宋咸平三年（一〇〇〇）の条は、大旱に際して杭州の知である張去華が臣僚とともに上天竺寺の観音像を梵天寺に迎請した旨を示している（T.49-862b）。仁和県にあった梵天寺については、「咸淳臨安志」巻七六、「勅修浙江通志」巻二二七に記事がある。

（10） 「勅修百丈清規」巻一「祈禱」は、

凡そ祈禱有らば、須らく如法に壇場を嚴治して、鋪陳供養すべし。住持は心を専らにし謹を加ふ。僧衆は各務整肅に、知事は内外提督して、応に大小寮舎を巡警し齋潔にすべし。或は官員有りて拈香せば、恭勤に迎送せよ。期に預ちて庫司住持に稟覆し、先づ意旨を付して維那和会す。堂司の行者、衆に報じて祈禱の牌を掛ぐ。斎粥の二時、鐘を鳴らし衆を集めて諷経す。或は藏經を看じ、或は四大部の経を、或は三日・五日・七日時に随て行。如し晴を祈り雨を祈らば、則ち僧十員廿員、或は三五十員を輪して分ちて幾引と作し、接続諷誦す。每引大悲呪消災呪大雲呪を諷すること各おの三七遍、之を不断輪と謂う。終日諷誦すれば、必ず感應を

期して、方に満散懺謝すべし。其の疏意各おの后に列す。

(T.48—1115a)

とその次第を述べる。右をそのまま南宋のものとはできないまでも、大綱としては、あまり変化はなかったのではないか。なお「勅修清規」は右に続けて、祈晴、祈雨、祈雪、遣蝗、日蝕、月蝕に際しての疏文を付す。

(11) 「宋史」卷二〇二は次のように記す。

咸平二年、旱り、有司に詔して雷師、雨師を祠る。内に李邕の祈雨法を出す。甲乙の日を以て、東方の地を挾びて壇を作り、土を取りて青竜を造る。長吏、斎すること三日し、竜の所に詣る。流水を汲み、香案、茗果、養餌を設く。群吏を率き、郷老とともに、日に再び至りて祝酹す。音楽、巫覡を用いるを得ざれ。雨足れば、竜を水中に送る。余の四方も皆な之の如し。飾るに方色を以てす。大凡、日干き、壇を建つるに及べば、土を取るの里数、器の大小、及び竜の修広、皆な五行を以て成数す。詔して諸路に頒つ。

景德三年五月、旱り、又、画竜祈雨法を以て、有司に付して刊行せしむ。其の法、潭洞、或いは湫澳、林木深遠の所を挾び、庚辛壬癸の日を以てす。刺史、守令、耆老を帥めて潔斎せしめ、先ず酒脯を以て社に告げ、方壇三級の高さ二尺、闊さ一丈三尺なるを築き訖らしむ。壇の外二十歩、界は白縄を以てす。壇上に竹枝を植え、画竜を張る。其の図は縑素を以てす。上に黒魚の左を顧るを画き、環は天龍十星を以てす。中は白竜の雲の黒色なるを吐くを為り、下

南宋における仏教信仰の側面（永井）

は水波を画く。亀の左を顧る有り、黒氣の綫の如きを吐く。金銀朱丹を和して竜の形に飾り、又、帛幡を設く。鵝の頸を刎りて血を槃中に置く。楊の枝もて竜の上に洒水し、雨を俟つこと三日にて足る。祭るには一猊を以てし、画竜を取りて水中に投ぐ。

さらに熙寧一〇年（一〇七七）の条では、

十年四月、夏旱るを以て、内に蜥蜴祈雨法を出す。蜥蜴数十を捕え、甕中に納め、之を漬すに雑木の葉を以てす。童男の十三歳より下、十歳より上の者、二十八人を挾び、兩番に分つ。青衣を衣、青を以て面及び手足を飾る。人、柳の枝を持ち水に濡して散酒し、昼夜、環繞す。呪を誦して曰く、「蜥蜴蜥蜴、興雲吐霧、雨令滂沱、令汝婦去」。雨足る。

(12) 前掲拙稿でも論じたとおり、宋代、寺院も原則としては課税の対象だった。免税されるのは、あくまで特別な例なのである。

(13) 免税については前掲拙稿を参照されたい。また高雄氏・前掲書が言うごとく、嘉定初年の度牒は一道一二〇〇貫に値したという（同書、p.27）。夙にも指摘したが、衣川強「官僚と俸給——宋代の俸給について統考——」（『東方学報』京都四二）の成果によれば、南宋の米価は寧宗代までは一升一五〇六銭を中心し、一二〇三銭から二四〇五銭の間を上下したが、理宗代になると五〇銭を超えるほどであったという。仮に今、一升一五銭とみれば、一貫は一〇〇〇銭であるから、一、二〇〇×一、〇〇〇÷一五〇八〇、〇〇〇（升）

となる。八〇〇石である。前掲拙稿のごとく一畝の収量二石とみれば、それは四〇〇畝の田地の収量となる。従って、一〇道の度牒は八〇〇〇畝の田地を賜ったのに等しいことになりう。

(14) 高雄義堅「宋代の僧官制度」(前掲書所収) 参照。

(15) 前掲拙稿。

(16) 「大宋僧史略」巻中は次のように伝える。

生日を節の名と為すは唐の玄宗より始まり。魏の太武帝の始光二年に道場を立て、神麿四年に至つて州鎮に勅して悉く道場を立て、帝の生日を慶う。始光中は是れ帝が自ら崇福するの始めなり。神麿中は是れ臣下が帝寿を奉祝するの始めなり。爾れより以来、臣下の吉祝には、必らず斎を営なみ経を転す。これを生辰節道場と謂い、今においても盛行す。

(T. 54—247c)

〔国訳一切経〕に収録される同書の注によれば、〔旧唐書〕巻八、玄宗紀開元一七年の条に「毎年八月五日を以て千秋節と為す」とあるという。

(17) 禅宗の側からみれば、聖節は当然上堂へと連動するが、例えば「宋会要」道釈二の伝えるところでは、訳経処法院はその機構が整備された太平興国七年(九八二)一二月以後、是れより毎歳、再三、新経を献ず。後、誕聖節と五月一日ごとに、即ち経を献ず。皆な坐を召して緡帛を賜い、其の経を以て蔵に付す。

ことが恒例化したという。つまりそれぞれの立場からの祝い

があつたのである。

(18) 「大宋僧史略」巻下は次のように言う。

昔、漢の祖は盧綰と同日に生まる。酒饌を奉じ相い遺るこ
と有り。此れ生を慶ぶの権輿と為す。後には則ち束帛、壺
酒、孫兒、服玩もて祝賀を加う。大なれば則ち玉帛、長
生、久視の意を物品に属し、以て生を慶ぶの豊礼と為す。

仏法の中に、弭災、延命の説有ると聞くに及びては、則ち
仏事を以て慶と為せり。元魏、後周、隋の世には、多く名
行、広学の僧を召し、儒道と対論せしめ、王道を悦祝する
ことは、また生を慶ぶの美事なり。唐の高宗は賈公彦を御
前に召して道士、沙門と経義を講説せしむ。徳宗は誕日に
麟徳殿に御し、許孟容等に命じて座に登り、釈老の徒と講
論せしむ。貞元十二年四月誕日、麟徳殿に御し、給事中徐
岱、兵部郎中趙需、及び許孟容、韋渠牟に詔し、道士葛参
成、沙門談筵等二十人と三教を講論せしむるに、渠牟最も
弁給なり。文宗は九月誕日に白居易を召し、僧惟澄、道士
趙常盈と麟徳殿に於て談論す。居易の論難は鋒のごとく起
り、辞弁は泉のごとく注ぐ。上、宿構かと疑い深く嗟いて
これを揖す。莊宗の代に僧録慧江有り、道門の程紫霄と談
論し、互に相い切磋し、嘲浪嘲戯し、以て帝を悦ばしむ。
莊宗自らは吟唱を好み、軍中に行營すると雖も、亦た法師
を携えて談讀し、或は時に嘲挫す。誕辰となる毎に僧に飯
し、則ち内殿に義を論じ、宗を明らかにす。石晋の時、僧
録の雲弁は多く誕月に談讀し、皇帝親しく坐し、累対論義
す。大宋太祖の朝に至り、天下の務繁くして乃ち斯の務を

罷め、ただ僧講を重んじ、三学を上と為す。此れ無乃太だ
厚重にして貞実なるか。

△附 内 齋▽

皇帝誕日には詔して高德の僧を選び、内殿に入れ食を賜い
厚饗を加う。文を尋ねるに、後魏の間より起り、多くは上
達を延いて用つて福寿を傲むなり。唐は代宗より内道場を
置き、毎年降聖の節には名僧を召し入れ飯饗す。これを内
齋と謂う。文宗の大和七年十月に及び、慶成節と改め、勅
して僧道の内齋を停む。武宗の初年に至り、重ねて内道場
を置き、并せて内齋を設け、僧道は寿を献ず。会昌四年六
月、内齋及び内長生道場を停む。宣宗の即位元年六月二十
二日、勅してまた内齋を置き、僧道の寿を献ずることを許
す。梁祖は開平三年大明節の日に、帝は文明殿に御して僧
齋を設け、宰臣、翰林学士これに預る。我が大宋皇帝の誕
節には、両街の僧録、道録、首座、並びに公薦の両街分僧
に、紫衣師号を賜い、了りて便ち同じく齋を賜う。又聞く
ならく、晋、漢、周帝の生日には百僧を設くと。後、量減
して数人たらしむるのみ。(T.54-248b)

(19) 秘書省の機能については、「要録」卷一五〇、紹興一三年
(一一四三)一〇月の条に、

秘書丞嚴抑言く、本省は、祖宗の国史、歴代の図籍を蔵
す。旧と右文殿秘閣の后に有り。渠及び三館四庫、渡江し
てより後、権に法慧寺に寓す。居民と相い接し、深く風火
の虞れなきを慮い、重建するを欲望す。仰、右の文の意を
副す。是に於て、省を天井巷の東に建つ。

南宋における仏教信仰の一側面(永井)

とある。

(20) 小論の主旨とは異なるが、「古今類伝」卷三や「月日記古」
卷七下は、「夷堅志」の記事を転載して次のように言う。

六六に珠を還す。夷堅志。紹興五年夏、大いに旱る。朝
廷、徧く山川に禱るも祠廟応ぜず。臨安の守を遣わして上
天竺に往かしめ、観世音を迎え、法惠寺に道場を建つ。三
七日備うるも、又応ぜず。時に六月も半ばを過ぐ。苦行の
頭潘法慧なる者、仏に黙禱し、乞いて右目を焚いて以て施
す。即ち鉄弾を取りて諸の火鍛に投じ、通紅ならしめて眼
中に置き、其の上にて然香す。香燄、纔かに起るや、行
雲、空に満ち、大雨傾注し、闔境霑い足る、云々。

〔古今類伝3〕

ここでは、観音の信仰も祈雨に役立たなかった旨を記し、結
果としては法慧は再び眼を取り戻すというのが、「夷堅志」の
立場となる。ともあれ、ここでは上天竺寺の観音が法惠寺に
迎えられたことの傍証とのみ扱っておこう。

(21) 筆者は、「西湖遊覧志」付載の臨安の「京城図」の複写を、
石井修道氏より御提供を受けた。原本は京大人文研所蔵にな
るそれである。周知のように、「宋元地方志叢書」所収の「咸
淳臨安志」は巻頭に「同治六年補刊」として、やはり南宋の
「京城図」等を付載している。ただ、これらは、いずれも判
読し難い部分が遺る。かえって、賀業鉅(中国古代城市規劃
史論叢)(中国建築工業出版社、一九八六年)に付載される
「南宋行都臨安城市規劃概貌図」の方が従来の行績をふまえ
ての労作でもあり、簡明な場合が少なくないし、現在の杭州

南宋における仏教信仰の一側面（永井）

二三二

市との位置関係も明らかとなる。今、参考のためこの小論の末尾に付載しておく。ただし明慶寺と秘書省の位置を記したのは筆者の責任による。

- (22) 風師（風伯）については、窪徳忠「道教の神々」P.243に詳しい。

- (23) 「宋史」卷一〇五、礼六は、風伯や雨師を祀る方法を伝える。それによれば、風師は西方の地より兆し、祀るのは立春後の丑の日たるべきであるという。さらに築くべき壇のサイズにまで言及している。

- (24) 寺観はまた軍の駐屯、戦争避難民の収容所などにも利用されている。「要録」八、建炎三年九月の条、同三一、同四年正月の条など参照。

(六三・三・三一)